



消防活動用ドローン運用開始

消防本部では10月からドローン（小型無人航空機）の運用を開始しました。県内では、つくば市消防本部、筑西広域消防本部に次いで3番目の導入です。

近年の複雑多様化する災害に対し、消防活動でも多岐に渡った対応が求められています。ドローンを使用することで、隊員が踏み込めない災害現場や、目視で確認できない場所等での偵察が可能になり、より効果的で迅速な活動に繋がります。

運用開始にあたり、消防本部で消防活動用ドローン運用開始式が行われました。



▲運用開始式の様子

航空法の関連により、ドローンは地上から150m以内で目視飛行で運用します。上空偵察により火災発生時には状況把握、救助や遭難発生時には要救助者の早期発見など様々な場面で活用することができます。

また、Wi-Fiのネットワークにより他のパソコンやタブレットなど複数の端末で閲覧することができ、現場からのいち早い情報提供ができます。



▲運用開始したドローン DJI 社製 Phantom4



▲iPadをコントローラーに接続し、転送される画像を見て操縦します。



▲障害物を自動で回避したり、バッテリー駆動時間に合わせて離陸地点へ戻るといった機能を備えています。



▲久慈川上空を飛行するドローン。川の中も確認することができます。

※ドローンを飛行させるためには、国土交通省航空局への申請および許可が必要です。

住宅用火災警報器をつけましょう

本市内の全ての住宅には、消防法により住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。建物火災での死者の約9割は住宅火災によるもので、その約6割強は火災の発生に気が付かず、逃げ遅れによるものが原因となっています。

火災は早期発見が重要です。火災発生時、目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭い匂いを感じたり、耳でパチパチという音を聞いたりして気付くことが多いと思います。

しかし、就寝中など火災に気付くのが遅れることが一番危険です。そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置が住宅用火災警報器です。

原則、寝室と寝室がある階の階段には必ず設置しなければなりません。
 ※寝室が避難階となる階にある場合は除く

悪質訪問販売には十分ご注意ください

消防本部及び消防署では、一般の家庭に住宅用火災警報器を販売することはありません。



消防本部鹿島副士長の寄稿を紹介します

世界警察消防競技大会 in ロサンゼルス

8月7日～16日の大会期間のうち、私が参加した日程は15～16日でした。世界から多くの人々が集まっていますが、同じ職業同士が集まっているので、参加者全員がファミリーのような一体感が会場を包んでいました。

様々な国の消防・警察職員との交流が自然と生まれ、国々によって培われてきた知識・技術などの情報を共有し、それぞれが帰国してから自分の所属機関にフィードバックし糧にする、そのような滅多にない体験が一番大きな収穫となりました。



それぞれが健闘し合ってベストを尽くした後は、会場が一体感に包まれる中、閉会式が行われました。

80種以上の競技に、約1万人の選手が参加した今大会。最後は選手全員が健闘を称え合いました。



私は、東京2020オリンピックで追加種目となったサーフィンに出場しました。結果は20人中8位でしたが、(1つの波に対して高得点を記録した人に贈られる)ベストウェーブ特別賞を受賞しました。



次回はLAFD（ロサンゼルス市消防局）見学や訓練に参加した体験などを綴ります。